

## 防災・減災・国土強靱化対策の継続、拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各地で自然災害による甚大な被害を被っています。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、暴風、高潮、豪雪といった自然災害の頻発・激甚化にさらされており、とりわけ近年は、過去最大雨量を超える豪雨被害により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者が後を絶ちません。このような自然災害に事前に備え、国民の生命、財産を守る防災・減災・国土強靱化対策は、その重要性が一層高まっており、喫緊の課題となっています。

こうした状況を受け、国においては、国土強靱化を加速し、進化させていくことを目的に、国土強靱化基本計画を改定するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいますが、その期限が令和2年度末となっていることから、取組の継続が求められています。

また、今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧、復興へとつながるよう、防災・減災・国土強靱化対策に関する予算のより一層安定的かつ継続的な確保が必要です。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の継続とさらなる拡充を行うこと。
2. 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算総額の確保を図ること。
3. 災害復旧、防災・減災関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講じること。また、その配分に当たっては、社会資本整備が遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月23日

枚方市議会議長 野村生代

〈提出先〉

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

防災担当大臣

国土強靱化担当大臣